

近世における奄美遠島

— 「公儀流人」と「鳴之口騒動」の史料検討から —

A Study of Exile to the early modern Amami Islands
An analysis of two historical books: *Exiles of the Tokugawa Shogunate*
and *Shiginokuchi Disturbance of the Sadowara Domain*

箕輪 優

〈abstract〉

The Amami Islands, originally a territory of the Kingdom of Ryūkyū, were invaded and colonized by the Satsuma feudal domain in 1609. Although some ten thousand convicted felons were sent to these islands from mainland Japan in the period of the Edo Era, the realities of the exiles have been hidden behind the thick curtain of secrecy. It appears that many historical documents were set on fire by Satsuma during the chaotic period after the Meiji Restoration. The present paper deals with the actual situation in exile to The Amami Islands over the course of 200 years through research on two historical documents.

目次

はじめに

一 『大島要文集』所収「公儀流人」に関する検討

二 佐土原藩における「鳴之口騒動」に関する検討
おわりに

註

文献資料一覧

はじめに

本稿は、近世期奄美諸島への遠島に関して、薩摩藩藩政関係史料のうち、公儀（幕府）からの配流史料一件、及び薩摩藩の支藩であった日向佐土原藩さどわらからの配流史料一件、計二件の史料について検討しその実像に近づこうとするものである。

近世期奄美諸島は流人の島々でもあった。しかし、同じ流人の島々であった佐渡・伊豆諸島・隠岐諸島などのように、流刑についてのまとまった史料等はいままでに確認されていない。確かに点としての著作等はあ

る程度存在しているが、それらが面として繋がっていないために、奄美の流人に関する史料が少ないと考えられるのではないか。私は、日本近世史及び琉球史上のエポックともいえる奄美諸島への遠島時代が、歴史の闇の中に葬り去られていると感じている。肝心の鹿児島は黙して語らず、ならば可能な限りの史料を渉獵して、点を面にするべく力を尽くしてみることにした。

それでは始めに、検討史料として用いた二件の史料について、どのような主旨で取り上げたのかその理由の説明から行いたい。

まず、一件目の史料、松下志郎編『南西諸島史料集 第三卷』（南方新社、二〇〇九年）所収本田親孚編『大島要文集』（この内「公儀流人」についてである。なお、この文集の目録には六件の公儀流人名が記載されているが後記二件は本文が脱落しており、実際に記述があるのは前記四件の流人のみである。この『大島要文集』は文化二年（一八〇五）から同四年（一八〇七）まで奄美大島に大島代官として赴任した本田親孚が編纂したものである。本田家は代々薩摩藩の記録

奉行の家格でもあり、早速奄美に関する統治法令や地歴等を編纂したのであろう。他にも当時の奄美大島を知るよすがともなっている『大島私考』^(二)や、その他、薩摩藩の基本史料ともなる著作を数多く残している。ところでこの公儀流人たちの身分は、記述内容からしていずれも庶民階級と思われる者たちばかりである。現今、奄美遠島に関する史料は極めて少なく、あつてもほとんどが武士階級のものであるが、そのような中であつて、この史料は断片的な記述ではあるにせよ当時の奄美諸島への遠島に関する諸相をうかがわせて貴重である。

次に、二件目の史料、宮崎県編『宮崎県史』史料編 近世6』(宮崎県、一九九七年)所収「鳴之口騒動」についてである。近世期薩摩藩においては多くの遠島人を発生させた数々のお家騒動が発生しているが、これらの騒動のうち現在でも比較的史料に恵まれていると考えられるのが、今回検討対象として取り上げた鳴之口騒動である。この鳴之口騒動については『宮崎県史』史料編 近世6』をはじめ数々の刊行本等でも知られているが、今回の検討に際して、この『宮崎県

史』史料編 近世6』を基礎としながらも、別史料である若山甲蔵編『日向文献史料』(日向文献史料発行会、一九三四年)所収「鳴之口混雑御取扱壹巻」^(三)を突き合わせて検討を行うこととした。

奄美遠島に関する検討について、「公儀流人」からは庶民階級の、「鳴之口騒動」からは武士階級の、それぞれの配流状況が伺い知れるところから、この二種の史料を取り上げた。

慶長十四年(一六〇九)四月、琉球王国を征服し支配下においた薩摩藩は、琉球王国の版図であつた奄美諸島を割譲させ、自藩直轄地(蔵入地)としたうえで植民地支配を行った。さらに、後年に至り国事犯等の遠島先としても奄美の島々を利用している。しかしその遠島の実態は、嘉永三年(一八五〇)に嘉永朋党事件^(四)で奄美大島小宿村に流され、南島研究のバイブルともいわれる『南島雑話』を著した名越左源太や、安政六年(一八五九)から元治元年(一八六四)までの間、奄美大島・徳之島・沖永良部島三島に流され、赦免後薩長同盟から討幕を主導、明治維新の立役者となり、大久保利通や木戸孝義らとともに維新三傑とい

われながらも、西南の役を惹起し自刃した西郷隆盛らを例外として、今においてもほとんど解明されていない。沖永良部島在住の郷土史家先田光演^(五)は、その著『奄美の歴史とシマの民俗』（まろうど社、一九七三年）所収「奄美諸島の遠島人について」において、「藩政時代を通すと奄美諸島全体では一万人にも及ぶ数であったと考えられるが、これらの遠島人の様子はあまり知られていない」と書いている。

ただそのような中にあっても、地元郷土史家たちの中には奄美諸島への遠島について地道な研究を行い、その結果を積極的に著述、公表している方も少なくない。管見ではあるが、奄美諸島出身の特筆すべき郷土史家たちとその著作内容の概略等について紹介する。

第一に、喜界島出身の郷土史家竹内讓^(六)の著した『趣味の喜界島史』（黒潮文化会、一九三三年）である。この本は戦前に刊行された喜界島の通史である。初めに喜界島史年代表を置き、文政八年（一八二五）薩摩藩支藩である佐土原藩で起きた鳴之口騒動で遠島処分を受け、喜界島小野津村に流されて、その地で私塾内田塾を没するまで主催した内田次右衛門^(七)（二二七

頁）や、寛延三年（一七五〇）薩摩藩長崎附人海老原庄蔵ら十人が喜界島を始めとして奄美各島に流された実学党事件^(八)その他を紹介している。さらにこの実学党事件を記した漢文体の『島津国史』^(九)の註釈も行っている（三二七頁～三三〇頁）。その特異で精緻な著書は多くの人に愛読され、喜界島に流された流人のことを知るには必読の書である。

第二に、加計呂麻島出身で、奄美を代表する作家である昇曙夢^(一〇)が書いた『大奄美史』（原書房、一九四九）である。この『大奄美史』は、奄美の歴史・民俗・文化を研究する場合欠かせない本であるが、その中で「西郷隆盛の流謫とその影響」^(第五篇一八四〇頁～四一二頁)と題して、西郷の奄美大島・徳之島・沖永良部島配流中の一部始終について書いている。また、「遠島人と文化開発」^(第五篇一九四一二頁～四一八頁)として、薩摩藩の国事犯ら十数名について、彼らの相関関係及び配流先などを丁寧に書き、特に『南島雑話』を著した名越左源太についても言及している。

第三に、徳之島出身の郷土史家前田長英^(一一)（二二）であ

る。その著書『道の島史論』（奄美文化財団、一九九三）は、氏の反皇国史観で書かれた西郷隆盛論が語られている（五二四頁～四五頁）。その意味でもユニークな書である。また、前田は『徳之島郷土研究会報・第八号』（徳之島郷土研究会、一九八〇年）の中に、「徳之島流人木藤七左衛門貞長の墓」という記事や、『南日本文化研究所叢書21・徳之島採集手帳―徳之島民俗の聞き取り資料―』（鹿児島短期大学付属南日本文化研究所、一九九六年）に「永田佐一郎の墓」という記事も載せている。

第四に、冒頭に紹介した、先田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』所収「奄美諸島の遠島人について」である。この本は、近世期中に奄美諸島に流された遠島人について、まずその概数や諸島民中に占める割合などの統計数字をのせ、そして、おそらくこの本は、奄美遠島人に関する文献で現在判明しているものはほとんどすべて網羅しているといっても過言ではないほど内容が充実している。その意味でも第一級の奄美遠島人研究書である。私もこの本に触発されてこの論文を書き始めた次第である。奄美への遠島は、公儀・薩摩藩

内・奄美諸島間そして琉球からの場合があるが、それらを万遍なく記しておりその意味でも貴重な本である。公儀流人に関して、『大島要文集』・『九郎物語』（二二）・『種子島家譜』（二三）の三史料からの事例を解説し、特に『種子島家譜』の紹介記事では、延宝八年（一六八〇）から文化元年（一八〇四）までのおよそ一二〇年間の奄美諸島への流人について詳細に記述をしている（一八八頁～二〇四頁）。また、文仁演事件（二四）を始めとした諸島内事件についてもかなり詳しくページを割り（一二五頁～一四九頁）、琉球からの遠島に関しても、『琉球王国評定所文書』（二五）を用いて丁寧な註釈を行っている（二〇四頁～二二一頁）。文中、諸島間における流人と琉球からの流人に対する著者のまなざしには、同じ琉球文化圏出身者であるが故の親愛の情が読み取れる。

第五に、奄美市名瀬在住の弓削政己（二六）が主たる編纂委員である、喜界町誌編纂委員会編『喜界町誌』（喜界町、二〇〇〇年）を紹介したい。氏はこの中で多くの遠島人について書き記しているが、まず、「道の島の人口の構成」（第五章第五節二四四頁～二六八

頁)として、島毎の遠島人数を詳細に記していることである。さらに特筆すべき内容としては、「幕末の政局」(第六章第五節二四四頁～二六八頁)と題して、薩摩藩内で発生したいわゆるお家騒動四件すべてについて発生経過も含めて詳しく書いていることである。実学党事件・文化朋党事件(二七)・鳴之口騒動・嘉永朋党事件は、それぞれ遠島を含めて多数の処分者を発生させたが、それぞれの事件の顛末について具体的に記述されている。取分け嘉永朋党事件で喜界島に流された大久保次右衛門(二八)の赦免時の状況に就いては詳しく触れている。そして、『種子島家譜』に拠る「種子島から道の島への流人一覧」は、長大な『種子島家譜』を通して書かれたものであるだけに多大な労作と言つてよいであろう。この、「種子島から道の島への流人」は、著者の歴史研究に対する緻密さと忍耐力、そして何よりも史料に基づき事実を見つめるという謙虚な態度が強く感じられる内容となっている。

そして、最後に忘れてならないのは、諸島内自治体が刊行した市町村誌や、各集落の歴史愛好家、篤実家たちが著した郷土誌の存在である。奄美諸島内のほと

んどの市町村は、それぞれ市町村誌を刊行し、その中でその市町村に関係した遠島人等の状況を記述している。また、例えば奄美大島の『西古見集落誌』(一九)や喜界島の『志戸桶誌』(二〇)などでは、その集落に関係した流人に関する記事をのせている。このように市町村誌や郷土誌は流人調査に関して貴重な情報源ともなっているのである。

本稿では、ここまで紹介した郷土史家の著作や自治体誌、郷土史等を基本として、以下に掲げる史料二編について基礎的な検討を行い、奄美遠島に関する実像に多少なりとも迫ってみたい。

一 『大島要文集』所収「公儀流人」に関する検討

まず、『大島要文集』の内「公儀流人」記載の四件を示す。

史料一 生国上総マヅ忘八津村ノ者妻子田地同所ニテ

一 公儀流人

惣兵衛

本文惣兵衛事、享保十一年四月廿日致病死候ニ

付、右御預り流人、寛文十戌年當島江被遣候二付、名瀬本與人(三二)預二申渡有之由、海江田諸右衛門代二被記置候、公儀流人帳二委細記付有之候二付、畧之也

將監殿江直二其首尾申上候事

今井六右衛門代

(要旨)

上総国の忘八津村(不詳)。上総国谷津村カ、『大島要文集』の目録では志八津村)出身で、本文(公儀流人帳の文面カ)に記載がある公儀預り流人物兵衛は、享保十一年(一七二六)四月二十日病死した。惣兵衛については、寛文十年(一六七〇)に妻子や田地を郷里に置いたまま当島(奄美大島)に流され、名瀬間切なせほまぎり名瀬方与人なせほうよひとに預け渡されたものであるが、流されてきた経過については、大島代官海江田諸右衛門の代(元禄二年春〜元禄四年春)に作成された「公儀流人帳」に詳しく記載されていることでもあり、今回(本田親孚自らが編んだ『大島要文集』に蒐集すること)、その内容については省略する。なお、この死亡事実は、大島代官今井六右衛門の代(享保一〇年春〜享保一二

年春)に將監殿(薩摩藩主島津吉貴及び島津繼豊時代の二代にわたり城代加判及び家老を務めた島津將監久当カ)へ直ちにその一部始終を報告した。

史料二 生国武蔵江戸日本橋四丁目ノ者

一公義流人

六郎兵衛

右御預り流人、寛文十戌年当島江被遣候二付、喜界島小野津與人預り申渡有之由、海江田諸右衛門被記置候、公儀流人帳二記付有之也、其已後喜界島代官副立被仰渡候二付、御證文相添、猪俣休右衛門代二、喜界島江次渡候由、差図小書有之ナリ

(要旨)

生国江戸日本橋四丁目の公儀預り流人六郎兵衛は、寛文十年(一六七〇)当島(喜界島)へ流され、その身柄を小野津村に居住する志戸桶間切与人に預り申し渡した。その旨を海江田諸右衛門が大島代官時代に作成した「公儀流人帳」に記し付けてある。なお、其後、元禄六年(一六九三)に喜界島代官が大島代官より副立(元禄六年分離独立)。なお、元禄四年から元禄六年まで暫定期間として大島代官の附役六名のうち二名が

喜界島の支配事務を担当した。) することになり、六郎兵衛の件については、「流人証文」を添えて大島代官猪俣休右衛門の代(元禄四年春〜元禄六年春)に、喜界島代官へ引継ぐようにとした「指示書」がある。

史料三 生国信濃飯田ノ者

虎藏(二三)

本行虎藏事、享保十九年寅四月廿五日致病死候由、龍郷方横目喜佐渡・右同与人磨佐美ヨリ出物ヲ以申出候ニ付、其段大和江申上候

酒勺次郎左衛門代

右御預流人寛文十戌年、當島江被遣候由、委細ハ
海江田諸右衛門代々被記置候、公儀流人帳別冊ニ
記付有之候ニ付略之、但笠利本與人預リト有之
也、名瀬間(二三)切芦花部村江居住

(要旨)

生国信濃飯田出身の公儀流人虎藏は、享保十九年(二七三四)四月二五日病死した。その事を名瀬間切龍郷方横目喜佐渡・右同与人磨佐美より出物(報告書の類カ、不詳)を以って大島代官所に申し出があり、

其旨を大島代官酒勺次郎左衛門の代(享保一九年春〜元文二年春)に大和(人名カ、それとも薩摩本土を指しているカ。不詳)へ報告している。右虎藏は寛文十年(一六七〇)に江戸表より当島(奄美大島)へ流されて来たものであるが、委細については大島代官海江田諸右衛門の代から続く、「公儀流人帳」の別冊に記し付けてあるので今回はこれを省略する。なお、この「公儀流人帳」の「別冊」には虎藏が笠利間切笠利方與人預りとなっているが、実際は名瀬間切龍郷方の芦花部村へ居住していたものである。

史料四 生国遠州濱松之者

一公義流人

勘三郎

本行勘三郎事、未ノ四月廿四日致病死候 小倉
市郎右衛門印

右預り流人、寛文十戌年當島へ被遣候由委細ハ
海江田諸右衛門代ニ被記置候公儀流人帳ニ記有
之候ニ付畧之、但宇宿元與人預リト右帳面ニ相
見得候也

(要旨)

生国遠州濱松の公儀流人勘三郎は、大島代官小倉市郎右衛門の代(元禄一六年春～宝永二年春)、末年(元禄十六末年・一七〇三年)の四月二十四日に病死した。勘三郎は寛文十年(一六七〇)に江戸表より当島(奄美大島)へ流されてきたものであるが、委細は大島代官海江田諸右衛門の代に作成された「公儀流人帳」に記載があるので今回はこれを省略する。但し「公儀流人帳」の記載には勘三郎は宇宿村に居住する笠利間切赤木名方与人預りと見える。

以上である。それでは、この史料検討から得られた新たな知見や疑問点について記述する。

まず、新たに見えてきたことについてである。驚くことに、奄美諸島に寛文十年(一六七〇)という早い時期に公儀流人が流されて来ていたという事実である。奄美諸島は薩摩藩によって慶長十四年(一六〇九)に琉球から割譲され、元和九年(一六二三)には奄美諸島統治のための法令「大島置目條々」が布達されるが、早くもその四七年後には「公儀流人」が全国から

配流されていたということがこれで分かる。先田光演も、その著書『奄美の歴史とシマの民俗』所収「奄美諸島の遠島人について」の「十四、まとめ」で、「奄美諸島の遠島人の記録では一六七〇年、幕府が送った公儀流人の遠島が初見であるが、藩内の記録は一六八〇年に種子島の遠島人が初めてであった」と書いている。八代將軍吉宗治下の寛保二年(一七四二)に「御定書百箇条」^(三四)が編纂され、その最終条に「御仕形之事」として、「江戸より流罪のものハ大嶋八丈嶋三宅嶋新嶋神津嶋御藏嶋利嶋右七嶋之内江遣す京大阪西国中国より流罪之分ハ薩摩五嶋之嶋々隠岐國壹岐國天草郡江遣す」とあるが、これ以前は公儀流罪人が奄美諸島にも流されて来ていたことがこれで分かる。

次に、「公儀流人預り」という制度が存在していたということである。この史料の四事例とも「預り流人」という語句がみえ、薩摩藩の流刑地とされた奄美諸島の各代官所には公儀からの流人を預かる「流人預り制度」が存在していたことが分かる。

そして、「公儀流人帳」及び「流人証文」の存在が確認されるということである。この史料には大島代官

海江田諸右衛門のときに「公儀流人帳」が作成され、それが代々代官所に引き継がれていったことが記述されており、また、大島代官管轄から分かれて喜界島代官が分離独立する際（元禄六年）に、「御證文相添」とあることから「流人証文」の存在もこれで確認できる。

さらには、流人の「村請制度」^(二五)が確認できることである。史料事例中に「与人預ニ申渡有之由」とか「与人預リト有之也」或いは「与人預リト」等の表現があることから、与人を代表する村組織に流人を預けていたことが考えられる。本土の各流刑地においても、着島した流人を仕分し、村ごとに管理させる「村請制度」が存在していたが、奄美においても代官所監視のもと「流人明細帳」などを作成して村ごとに流人の管理を行っていたものと考えられる。

次に、新たに湧いてきた諸疑問と今後も引き続き検討すべき課題についてである。まず、薩摩藩は奄美諸島を事実上直轄地としながらも、対明工作^(二六)上対外的には奄美諸島を引き続き琉球王国の一部として偽

装させ、琉球・奄美と薩摩藩との関係を隠蔽した政策を行っていたが、そのような中「公儀流人」が全国各地から奄美諸島に「預り流人」として流されてきていたのである。この事実は、当時、公儀（幕府）と薩摩藩との関係がどのようなものであったのか非常に興味を抱かせる。考えられることとして、例えば幕藩体制下における一方的主従関係であったのか、あるいは、薩摩藩は幕府の外様支配をかくぐって密かに南島支配を画策していたのか等々、しかし、そのようなことはこの史料からだけでは具体的に判明しない。

さらに、幕府中枢から遙か遠方の奄美への流刑は多くの困難が伴うことは明白であるが、幕府はそのようなリスクをも顧みず何故それを実行したのか。また、奄美に流された「公儀流人」はいったいどれほどの罪を犯したのか。本田親孚がそのことを『大島要文集』に採録することを省略しておりこれらの事実は一切不明である。

そして、この史料から奄美各島に「公儀流人帳」や「流人証文」の存在したことが確認できるが、それでは何故、二世紀近くにわたる薩摩藩内からの流人に関

する「流人明細帳」の如き史料が、現在奄美では一切伝わっていないのかという疑問も生じ、今後の検討課題である。

二 佐土原藩における「鳴之口騒動」に関する

検討

次に、二件目の検討史料として薩摩藩の支藩である日向佐土原藩で発生した「鳴之口騒動」についての検討を行う。まず、この騒動について宮崎県編『宮崎県史 通史編 近世下』（宮崎県、二〇〇〇年）、及び宮崎県立図書館編『砂土原藩騒動記』（宮崎県、一九九六年）を用いてこの騒動に関する簡単な経過説明を書くことにする。

「鳴之口騒動」は、文政七年（一八二四）九月、砂土原藩に開校した藩校学習館の教主（三七）となった御牧篤好（号、赤報）の処遇をめぐる鳴之口衆の中のうち、文教派と武道派の対立である。赤報はこの前年に藩に招かれて一門格、扶持米百俵をもって遇されることになった。その父御牧直斎は大坂で藩士初木剛一郎が師

事した人物である。二代藩主忠興の時、弓場組を設け、毎年初春、弓場事の行事があった。これは、城下の追手、鳴之口、野久尾、十文字の四口、および都於郡・三納・富田・新田・三財の五外城の各弓場に属する十五歳から四十歳までの家臣が出席し、この弓術的大会を見学する行事である。鳴之口弓場事の臨席を希望した赤報の待遇をめぐって、同弓場組内に対立が生じた。赤報は主君が礼を厚くして教授方をご委託になつた方であり、一門格であるから丁重にすべきであるとする文教派と、式典は秘事もあり、浪人風情に見せる必要はないと真向からこれに反対する武道派の者達が対立し、両派の対立はやがて不穏なものとなつていった。隠居して砂土原にあった忠持（藩主忠徹実父で後見役、忠徹は江戸詰）はこの対立を処理しきれず、宗藩（薩摩藩）に出役を乞い解決を委ねた。結局文政八年（一八二五）八月五日鹿兒島御目付の裁決により、両派の重だつた四十五人（主に武道派）の遠島、幽閉、家禄召上げなどの処分を見た。また、宗藩は赤報の帰坂を指示したが、学を好む忠持の懇願によりこれを許した。

砂土原藩は、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原合戦で城

主島津豊久が、義弘の殿を務めて戦死。砂土原城は収

公されて徳川家康の臣庄田安信が城番を務めることに

なった。その後義久、家久父子の懸命の周旋によって、

慶長八年（一六〇三）十月十八日、伏見城に於いて島

津貴久の弟島津以久は將軍家康に謁見し、日向国児湯

郡内で三万石を与えられた。以久は、義久の従兄弟で

ある。また、豊久の父は義久の弟家久であり、以久に

とっては又従兄弟に当たる。翌九年、以久は所領大隅

垂水を嫡孫忠仍に譲って砂土原に移った。

事件の背景として、この時、家久・豊久以来の譜代

の家臣に加え、以久が松木氏などの新参家臣を垂水よ

り引き連れてきたことが以後佐土原藩の家臣団門閥対

立となったと考えられる。

それではまず、「鳴之口騒動」に関して、『宮崎県

史 史料編 近世6』や『喜界町誌』に掲載されてい

る、根井保夫氏所蔵「中野家旧蔵文書」の内、「三

鳴之口騒動につき中野梅之助・神川彦左衛門宛中野弘

書状（文政九年カ 戊五月朔日・六月三日）」の記事

を掲出する。

遠島を受けし面々

「 大嶋 飯田庄兵衛

右同 市来二郎五郎

喜界 内田次右衛門

大嶋 立山新内

喜界 中野弘

徳之嶋 中野九八郎

右同 岩崎第五郎

大嶋 山口権之允

喜界 竹下伊右衛門

徳之嶋 前田長右衛門

永良部 池田剛一

沖永良部 萩原藤七

沖永良部 加治木内蔵之允」

（後筆）

「 鳴之口騒動ノ為ノ

文政七年中野弘併ニ同九八郎遠流ニ及ビシヨリ昭和

九年迄ニテ百十一年トナル

昭和九年八月中旬装之併書

根井幹夫 〔二八〕

次に、「鳴之口騒動」に関して、『日向文獻史料』所収「鳴之口混雜御取扱壹卷」(三九一頁～三九二頁)を掲げる。

一 元知行三拾石騎馬 勇八郎父隠居

市来 二郎五郎

右文政八年酉八月五日、薩州之内大島え遠島。同九年戌十月廿七日死失。天保十二年丑十二月廿三日、一世島居付可被仰付候得共、死失付、不被及御沙汰候。安政六年未四月五日、歸參可被仰付咎候得共、死失付、不被及御沙汰候。

一 元知行百石騎馬 飯田庄兵衛

右文政八年酉八月五日、薩州之内大島え遠島。同十年亥七月九日死失。天保十二年丑十二月廿三日、家跡御取立、新地貳拾石騎馬被仰付候、安政六年未四月五日、歸參可被仰付咎候得共、死失付、不被及御沙汰候。

斯の外遠島等々の所刑は次の人々であります。

立山新内 山口権之允 竹下伊右衛門 内田次右衛門 中野弘 中野九八郎

前田長右衛門 岩崎第五郎 池田剛市 萩原藤七

加治木内藏之允 山田奎兵衛

渋谷吉右衛門 近藤民之允 同 直十郎 牧野田

清記 同 貞藏 鶴田正平

兒玉與市 松山正作 向井五郎右衛門 山内源一郎

長友利平太 同 利兵衛

兒島勘右衛門 押川六之允 間世田吉右衛門 池田

権右衛門 前田伊右衛門 飯田庄兵衛妻

三雲幸内 菊池九平太 同 八郎 松本佐藤次

藤田郡平 加治木半藏

蓑毛金右衛門 岩崎言右衛門 山口孝太郎

金丸富藏 斉藤権太兵衛 田尻良助

押川五右衛門 八重尾喜之助 藤田佐二郎

右の内には配所にありて死んだのもあり、歸參を許されたものもあり、様々であります、その頃の 役は次の通であります。

進達 山口幸大夫 吟味横目 山内利右衛門 横目

並御持弓組中頭 迫田次郎右衛門 御歩目付並御先
備鉄砲組中頭 金丸富藏 會所稽古 田尻良助 島
津主馬殿與力 押川五右衛門 御側御小姓 八重
尾喜之助 時計之間 藤田佐市^マ 筆者後略

おわりに

以上である。さらに、この史料を検討した結果を以下に述べる。

まず、処分を受けたのはほとんどが「武道派」の人々であったということである。次に、一部の者だけであるが、遠島処分を受けた者の判決内容が分かる判決文が存在したこと。また、奄美大島に遠島処分になった市来二郎五郎は処分翌年の文政九年に、同じく飯田庄兵衛は翌々年の文政十年にそれぞれ死失しており島には向かっていない。両名とも書類上ではあるが安政六年に「歸參可被仰付咎候得共、死失付、不被災御沙汰候」となっていることである。そして、この騒動による処分者四七名全員の氏名が判明したこと。さらには、処分者の中には、遠島処分を受けて死失した飯田庄兵衛の妻もいたということである。

本稿では奄美諸島への遠島にかかわる「公儀流人」と「鳴之口騒動」について、それぞれ一編づつ、若干の史料ではあるが私なりに検討を試みた。ささやかかつ稚拙ではあるが検討結果として以下のようにまとめた。

(一) 『大島要文集』所収「公儀流人」から

まず、奄美に残された流人史料は、武士階級の例がほとんどであるが、その中であつていずれも百姓や町人階級と推定されるこの「公儀流人」たちの記事は貴重であるということである。

次に、この史料から、奄美諸島に「公儀流人預り」の制度があつたことが確認できるが、惣兵衛という一介の流人の死亡の件で、大島代官今井六右衛門は直ちに藩庁にそのことを速報しており、「公儀流人」を特別扱いしている。このことから、薩摩藩は「公儀流人」に関して、幕府対応に非常に神経質になっていたこと

が分かる。

また、この史料から「公儀流人帳」及び「流人証文」の存在が確認でき、佐渡や隠岐或いは伊豆諸島などにみられる「流人科書」・「流人存命帳」・「流人村別帳」などの「流人関係帳」が、奄美においても各代官所毎に存在したことが類推できる。なお、参考事項として、先田光演著『奄美の歴史とシマの民俗』には、天城町誌編纂委員会編『天城町誌』（天城町、一九七八年）の中に遠島人の基本台帳としての「家内改帳」が存在していたとする旨の記述がある（二二六頁～二二七頁）。

そして、この史料からは本土同様流人の「村請制度」の存在が確認できるといふことである。しかし、それは島民たちに大きな負担を強いたものと思われる。名越左源太が書いた『南島雑話』の中には、流人を上・中・下の三通りに分け、「下通之流人同輩之集際、焼酎をした、かに呑、又は喧嘩する事如此。多く此類、流人も。ばくへき、酒乱、流人常と知るべし。」宮本常一・原口虎雄・比嘉春潮編『日本庶民生活史料集成第一巻』（三一書房、一九六八年、百十頁）と書かれ

ているが、奄美では、一八世紀以降、断片的にしても常に島民数の約一パーセント前後の流人がいたことが分かっており、色々な方面で島民たちの大きな負担になっていたと考えられる。伊豆諸島の例で言えば、流人被害にたまりかねた島民が、度々公儀に対し流刑地御免の願いを出しているが、顧みられることもなく、新島・三宅島・八丈島においては明治六年（一八七三）に流刑地がすべて北海道に移されるまでそれは続いた。奄美では、近世期、黒糖の商品価値が高まるにつれて薩摩藩の搾取が強まり（換糖上納制^(二九)への移行や黒糖惣専売制^(三〇)の実施など）、加えて台風等の自然災害により飢饉が頻発、多くの餓死者や脱島離散者が発生した。そのような中における流人の受け入れである。いわば奄美の人々は二重の負担をさせられたに等しい。奄美への遠島は明治八年（一八七五）に終わるが、その際の鹿児島県通達には「従来管下人民犯罪之軽重、又は父兄親類之願に依り、大嶋其外各嶋江居住申付来候得共、右は旧藩政より流来り嶋民之患害二相成儀不少、尤当今ニ至り憚民之御趣意ニ基キ、各嶋々之制度も都而変換シ云々、八年十月三日 鹿児島

縣令 大山綱吉^(三) 『奄美の歴史とシマの民俗』(二一三頁)とあり、藩政時代を通じて奄美に送られた多くの遠島人が、島民の生活を圧迫していたことを認めている。

さらに、特記しておきたいことは、「公儀流人」四事例の内、三事例は流人本人の死亡記事であり、上総の惣兵衛は五六年間、信濃飯田の虎蔵は六四年間、そして、最も短い遠州濱松の勘三郎でさえも三三年間と、いずれも長命であったということである。この事実は偶然か、或いは奄美遠島人の特徴的な事なのか非常に興味を湧く事柄でもある。日本各地における流人の在島期間調査は史料的に大変困難なことであるが、管見では、葛西重雄・吉田貫三著『増補四訂八丈島流人銘々伝』(第一書房、一九九五年、二二二頁)における記述から、宝永六年(一七〇九)八月に八丈島に流され、明和七年(一七七〇)六月に同地にて病死した「弥左衛門町孫右衛門店吉兵衛方 四郎兵衛」の六二年間が最長である。軽率な判断は慎まねばならないが、虎蔵の在島期間六四年は我国流人史における最高期間になる得る可能性もある。

(二) 佐土原藩「鳴之口騒動」に関する史料検討から「鳴之口騒動」についての検討は、主に『宮崎県史 史料編 近世6』や『喜界町誌』を参考にしながらも、これとは違う史料を活用したことによって、奄美大島遠島を命じられた市来二郎五郎や飯田庄兵衛らが配流前に自刃していることが分かった。また二人に下された藩大目付座による判決文が存在することが確認できた。このように同じ事案であっても、違った史料、違った角度から見るとまた違った事実や側面が見えてくることがあつて有益であつた。

さらに、この後「鳴之口騒動」で奄美各島に遠島処分された十一人の配流先や墓石等についても可能な限り文献調査及び現地調査をしたが、奄美大島の立山新内・山口権之允、徳之島の中野九八郎・岩崎第五郎・前田長右衛門、沖永良部島の池田剛市・加治木内蔵之允らについて私の検索能力では不明であつた。このように史料等に氏名が残された武士階級の者であつても、現今、その足跡をたどることはなかなか難しい。況や藩庁から一顧だにされなかつた庶民階級流人の行く末は言わずもがなである。

最後に、このように奄美諸島の遠島に関する疑問点は多い、これらを解明することはとりもなおさず奄美諸島への遠島という日本史上の大きなテーマの欠落を埋める作業に他ならないと考えている。

文中、奄美では現在においても「流人明細帳」のような史料が一切伝わっていないことを指摘したが、このことについては、次の二つの文献が参考になると思うので掲げておきたい。

ア 明治十年（一八七七）の西南の役に際して、西郷軍に加担し、のち官軍により斬首処刑された鹿児島県令大山綱吉の指揮によって、「明治五年夏、旧慣が抜けぬと云う所から、藩庁の家老座・大監察局・其の他公用帳簿類、土蔵に詰めてありましたのも、悉く焼き捨てられた」という。（山本博文著「島津家文書の内部構造の研究」『東京大学史料編纂所紀要』第十三号、二〇〇三年）

イ 「薩摩藩の財政と道之島との関係を見るときに、特に重視される黒糖の生産、収奪一つを取ってみてもその画期に当たる年の史料がすっぽりと抜け落ちており、編纂が途中で打ち切られたことによる欠点と云う

より、黒糖政策に関することは意図的に採録しなかつたことによると考えられる。」（鹿児島県歴史資料センター黎明館編『鹿児島県史料 薩摩藩法令史料集2』鹿児島県、二〇〇五年、九頁、元九州大学大学院教授安藤保氏による解題）。この解題の主旨は、薩摩藩の奄美諸島遠島政策にもついても同様であると考えられる。

以上二つのことが、奄美諸島への遠島という近世日本史上の大きなテーマの欠落を招いた要因の一つであると言っても過言ではないと思う。今後、奄美における「流人明細帳」のような史料が発見されることになれば、佐渡・隠岐・伊豆諸島等における流人研究史のように、奄美の流人史研究についても大きく伸展することは間違いない。

付記 文中、数々の疑問を呈しましたが、皆様方から何なりとご教示頂ければ幸甚です。今回の小論作成に当たっては、故郷の先輩でもある先田光演氏と弓削政己氏両氏の著作等から多くを引用させて頂いた。両氏の著作は奄美の歴史・民俗及び文化を長年研究して

きた者のみが書き得る深い洞察力と示唆に富んでおり大変参考となった。ここに謹んで満腔の感謝を申し上げます。また、私の大学院での指導教官でもありません。成城大学文芸学部外池昇教授には、私の拙い文章について、大変お忙しい中微に入り細に渡り親身なご指導を頂きました。記して御礼を申し上げます。そして最後になりましたが、私の学友達でもある、成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻機関紙『常民文化』編集委員会委員の皆様方には、論文の募集から発刊まで、多大なるご配慮とご苦勞をお掛け致しましたことを心から御礼申し上げます。

註

- (一) 本田(孫九郎)親孚が、元和九年(一六二二)から文化二年までの間に奄美に布達された薩摩藩法令集や、その他奄美の地歴等を編纂したもの。他に編著書として、『大島私考』、『称名墓誌』、『薩州名勝誌』、『三州名勝図絵』などがある。また本田親孚自身も、「近思録崩れ」に連座し塾居を命ぜられたこともあった。なお、本田親孚は『薩藩旧記雜録』を著した伊地知季安とは従兄弟にあたる。(出典)『喜界町誌』

(二) 文化十二年(一八一五)における奄美の記録類を写したものである。三六項目(大嶋由来之事・嶋名ノ事附琉球国之事等)の多岐にわたっている。(出典)松下志郎編『南西諸島史料Ⅲ』

(三) 「嶋之口騒動」の刑事記録簿。原典は安政六年(一八五九)未四月にお家流で書かれた「嶋之口混雜御取扱壹卷」であるが、現在この原典の所在は不明となっている。なお、ここに所収されているのはその抜粋。後半部分は裁きのため出張してきた宗藩の薩摩藩役人に対して提出された事件記録簿である『覚』が収められている。(出典)『日向文獻史料』

(四) 薩摩藩主島津斉興の跡目争い。嫡子斉彬派と側室お由羅の子久光派とが争った。この事件では、斉彬派が敗れ首謀者の近藤隆左衛門、高崎五郎左衛門、山田一郎左衛門らが捕縛され、切腹十三人、遠島一七人など総数約五〇人にも上る処分者を出す「お家騒動」へと発展した。俗に「お由羅騒動」・「高崎崩れ」・「近藤崩れ」などとも言われる。この時奄美に流された著名人に「名越左源太」、「大久保次右衛門」、「高崎佐太郎(正風)」らがいる。(出典)『喜界町誌』

(五) 昭和十七年(一九四二)沖永良部島国頭生。鹿児島大学教育学部卒。現在、えらぶ郷土研究会会長。主な著書に『沖永良部島のユタ』(一九八九年、海風社)、『奄美の歴史とシマの民俗』、『奄美諸島の砂糖政策と討幕資金』(南方新社、二〇一二

年)など。

(六) 明治三八年(一九〇五) 喜界島大朝戸生。昭和五九年(一九

八四) 没。郷土史家、日本民俗学会員。著書に『趣味の喜界島史』、『喜界島の民俗』がある。(出典)『喜界町誌』

(七) 文政七年(一八二四)に発生した「鳴之口騒動」で竹下伊右衛門や中野弘らと共に喜界島に流された。遠島一七年後に赦免となるが帰藩せず、流謫地の小野津村で三十有余年にわたり「内田塾」を終生主催し多くの子弟を教育した。安政二年(一八五五)没。(出典)『趣味の喜界島史』

(八) 寛延三年(一七五〇)薩摩藩内において発生した政争。藩政に異議を唱える「実学党」のメンバーが処分され、長崎附近海老原庄蔵ら十人が奄美各地に流された。(出典)『趣味の喜界島史』

(九) 漢文編年体の薩摩藩の正史。薩摩藩校造士館教授山本伝蔵正誼が寛政九年(一七九七)八月、島津家第二十五代藩主重豪の命をうけ、享和二年(一八〇二)十二月第二十六代斉宣に擢進した。(出典)国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八六年)

(一〇) 加計呂麻島(瀬戸内町)芝出身。明治十一年(一八七八)生。ロシア文学者の二葉亭四迷亡き後、日本におけるロシア文学の第一人者となる。昭和三十三年(一九五八)没。享年八〇。

(出典)瀬戸内町誌歴史編纂委員会編『瀬戸内町誌』(瀬戸内町、二〇〇七)

(一一) 大正十年(一九二二)徳之島徳和瀬生。平成三年(一九九二)没。反皇国史観に基づき奄美の歴史を問い直し、解明していくという使命感を終生持ち続けた。著書に『道之島史論』、『潮鳴島』、『黒糖悲歌の奄美』など。(出典)『道之島史論』

(一二) 新納時升著『鹿児島県史料(新納久仰雑譜二)』所収。文化十年(一八一三)から同三年まで大島代官を務めた新納九郎次郎(時升の幼名)が「嘉永朋党事件(高崎崩れ)」に連座して徳之島に流された時の苦勞(九郎)をまとめたもの。(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』

(一三) 『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺家わけ四(一九九四年、鹿児島県)』所収。(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』

(一四) 享保十九年(一七三四)初春、加計呂麻島渡連方(現鹿児島県大島郡瀬戸内町渡連)の与人文仁演方で発生した事件。この事件で大島代官北郷傳大夫が徳之島に、また代官附役等も喜界島に遠島となった。また文仁演親子兄弟四人も七島へ遠島、奄美大島の与入全員罷免などの大事件になった。(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』(二四六頁)

(一五) 昭和六二年度(一九八七)に沖縄県浦添市教育委員会が第一巻を発行。現在まで十巻を刊行してきた。全十八巻の発行

予定。琉球王府の行政文書。奄美関係の記録が多数含まれている。(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』

(二六) 昭和二十三年(一九四八) 沖永良部島知名町生。立命館大学卒。奄美郷土研究会代表世話人、専門は奄美地域史。主な論文に『伊波普猷の奄美観と影響』・『奄美から見た薩摩支配下の島嶼群』・『東喜望』・『笹森儀助の軌跡 辺界からの告発』から考える奄美^{あま}、『奄美諸島、近代初期の県商社による砂糖独占販売の縮小問題』など。また、奄美諸島内の各『自治体誌』に奄美の近世史論を積極的に展開している。

(二七) 近思録崩れ・秩父崩れともいう。文化五年(一八〇八)に発生した。藩主島津斉宣は財政の立て直しに、「近思録」を愛読して実学を主張した榊山主税や秩父太郎らの登用を行ったが、隠居していた大御所前藩主重豪の反対にあつて近思録派が多数処分された事件。五〇人以上にも及ぶ藩士が、切腹、遠島、寺入りなどを命じられた。

(出典)『奄美の歴史とシマの民俗』

(二八) 大久保利通の父。琉球館蔵役の時、「嘉永朋党事件」に連座し、斉彬派の一人として嘉永三年(一八五〇) 喜界島小野津村に流された。安政元年(一八五四) 赦免となる。(出典)『喜界町誌』

(二九) 一九九四年一月二十日発行。二八二頁。西古見集落(現

鹿兒島県大島郡瀬戸内町西古見・奄美大島)の歴史・文化・

民俗・言語・戦没者等多岐にわたる事柄が記述されている。その中で、幕末期に西古見集落に流されてきた薩摩藩士平瀬新左衛門親子のことがその子孫らによって述べられており大変貴重である。(出典) 西古見慰霊碑建立実行委員会編纂・発行『西古見集落誌』(西古見慰霊碑建立実行委員会、一九九四年)

(二〇) 一九九一年二月二十日発行。志戸桶集落(現鹿兒島県大島郡喜界町志戸桶・喜界島)の万象が書かれている。特に「志戸桶に骨を埋めた流人達」として一項目があり、薩摩藩士で喜界島に流され赦免になって帰鹿した者。そのまま居付いた者。島に骨を埋めた者たちのことなどが書かれている。(出典) 志戸桶誌編纂委員会編『志戸桶誌』(志戸桶誌編纂委員会、一九九一年)

(二一) 島役人体制については、元和九年(一六二二)の「大嶋置目條々」によって琉球統治時代の「大親役」が廢止され。享保一三年(一七二八)の「大島規模帳」で島民すべてを「平百姓」身分であるとしたことから、旧来の門閥に限定せず役人が任命されるようになった。基本体系として各島代官(与^よ人(間切・方の長)―掟^{おきて}(二から数集落の諸事を担当)―功才^せ(一集落に二から複数名)―居番^{いばん}(一集落に複数名)など

の役職が編成された。藩から派遣される附役人（詰役とも、任期は二年）には代官、附役のほか、延享二年（一七四五）からは取締のために横目職二名が配置された。それが座横目（財政）と表横目（治安警察）で、任期は二年で交代時期は代官、附役と同時期にならないように配慮された。島役人の与人的下には目指、筆者の外に、元禄期以降は黒糖生産の発展と共に黍横目、竹目横目などが任命・整備された。各方には、与人役所と間切横目役所があり、そこに与人、横目が各一人ずつ居住した。与人の下に庶務を司る目差、倉庫を管理し勘定方に携わる筆者がいた。さらに掟、の下に功才、用使をずる居番がいた。また、各方には田地横目、竹目横目、黍横目などが置かれ、抜荷取締の役所として津口番所も設置された。横目職に対応して、集落には竹目見廻（見舞）、川見廻、土手見廻、小早舟見廻などがいた。これが島役人の基本体系であるが、其の外に役目に応じて火消見廻方、御蔵配、牢屋番、弁天見廻なども置かれた。（出典）大和村誌編集委員会編・主筆弓削政己『大和村誌』（大和村、二〇一〇年）

(二二) 『大島要文集』では、虎蔵の身分について表記が脱落しているが、おそらく「公儀流人」であることは間違いないと思われる。

(二三) 大島七間切の一。薩摩藩治世下奄美大島は一間切―二方で

行政区画された。ちなみに、北から笠利間切（笠利方・赤木名方）、名瀬間切（名瀬方・龍郷方）、古見間切（瀬名方・古見方）住用間切（住用方・須垂方）但し須垂方は享保年間に住用方と合併）、焼内間切（大和浜方・宇検方、東間切（東方・渡連方、西間切（西方・実久方）に分割された。また、加計呂麻島、請島、与路島も奄美大島の属島として東間切及び西間切に組み込まれた。各間切には間切役場が、方の下には島役人の長である与人が配置され方役所が設置された。（出典）松下志郎編『南西諸島史料 第三巻』

(二四) 八代將軍吉宗自らが編纂し、正式には寛保二年（一七四二）四月に寺社奉行、町奉行、御勘定奉行の三奉行に示した「公事方御定書」の下巻の「律」をいう。当時は秘密法であり、三奉行と京都所司代及び大坂城代以外は目に出ることが出来なかつたといわれる。従って条文の多くは写本として秘密裏に巷間に伝わって今日に及んでいるために、それが「正本」であるか今日でも判明していない状況である。大別して「百箇条本」、「百三箇条本」、「第三系統本」の三つが伝わっており、今もって研究途上の段階である。（出典）奥野彦六著『定本御定書研究』（酒井書店、一九六八年）

(二五) 年貢、緒役の納入や領主法令の順守などを、村単位で請け負わせる近世の農民統治システムのことをいう。流人受け入

れの場合でも原則村割であり、或いは預り村の責任において生かしておくことが義務付けられていた。(出典) 大隈三好著『伊豆七島流人史』(雄山閣、一九七四年)

(二六) 薩摩藩の琉球侵略の大きな目的は奄美五島の割譲と琉球の対明貿易の利益確保であった。琉球侵略の事実が中国側に露顕することは対明貿易の破綻につながる可能性があり避けなければならなかったのである。それでなにをやったかという、中国からの欄封使(約六百人が一年間にわたり首里に滞在した)が琉球に訪れた際、薩摩藩役人は首里城内において中国の使者の目に入らぬように演技をするなどしたのである。(出典) 喜山莊二著『奄美自立論』(南方新社、二〇〇九年)

(二七) 佐土原藩主忠持は学問を好み藩内で学問の気風を高めることに努めた。初め大坂の御牧直斉の塾に藩士の村木剛一郎や井上友蔵らを門人として遊学させ帰藩後藩校講師とした。文化一三年(一八一六)忠持の跡を襲封した忠徹も前藩主の志を受け学問の興隆に尽くした。かねてより御牧直斉の子、御牧赤報(通称重次郎、諱は篤好)の招聘を願っていたところ、文政六年(一八二三)五月、赤報が九州歴遊の途中佐土原藩に立ち寄った機会に藩学の教授として迎えることとした。(出典) 『宮崎県史』通史編 近世下

(二八) 『宮崎県史』史料編 近世6』二二三頁、『喜界町誌』二五

八頁

(二九) 延享二年(一七四五)に始まる。年貢を米の代わりに黒糖でもって納めること。当初米の換糖比率は砂糖一斤に対して米三合六勺であった。(出典) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二〇〇六年)

(三〇) 薩摩藩の危機的財政立て直しのため、調所笑左衛門らが強行した。道の島三島(奄美大島・喜界島・徳之島)の砂糖を大本とした。このため全島民の二〜三割が豪農に身売りを余儀なくされるなどの「砂糖地獄」が出現した。第二次専売制実施、天保元年(一八三〇)〜明治五年(一八七二)(出典) 名越護著『奄美の債務奴隷ヤンチュ』(南方新社、二〇〇六年)

(三一) 元薩摩藩士。初代鹿児島県令。文政八年(一八二五)生。明治一〇年(一八七七)の西南戦争において反政府軍(西郷軍)に加担した罪により、長崎県にて斬首処刑される。享年五一。鹿児島県令時代、奄美諸島抑圧政策を取ったことでも知られる。(出典) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』(吉川弘文館、一九八六年)

文献資料一覧（本文中に記載されなかったもの）

一般図書関係

磯部欣三 『近世佐渡の流人』 文芸懇話会、一九六九年

近藤富藏 『八丈実記第四卷』 緑地社、一九七五年

近藤泰成 『隠岐・流人の島』 いづみ書房、一九六一年

名瀬市史編纂委員会編

『奄美史談・徳之島事情』 名瀬市、一九六四年

松下志郎編 『近世奄美の支配と社会』 南方新社、一九八三年

県史関係

鹿児島県社会科教育研究会高等学校歴史部会

『鹿児島県の歴史』 県歴史研究会、一九六四年

鹿児島県歴史資料センター黎明館編

『島津斉彬公史料第四卷』 鹿児島県、一九八四年

鹿児島県歴史資料センター黎明館編

『島津斉宣・斉興公史料』 鹿児島県、一九八五年

市町村誌関係

『笠利町誌』 笠利町、一九七三年

『改訂名瀬市誌（1・2巻・歴史編）』 名瀬市、一九

九六年

『伊仙町誌』 伊仙町、一九七八年

『和泊町誌（歴史編）』 和泊町、一九八五年

『知名町誌』 知名町、一九八二年